

大阪府豊能郡能勢町基本計画（案）

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、令和7年4月1日現在における大阪府豊能郡能勢町の行政区域であり、面積は9,875ヘクタールである。

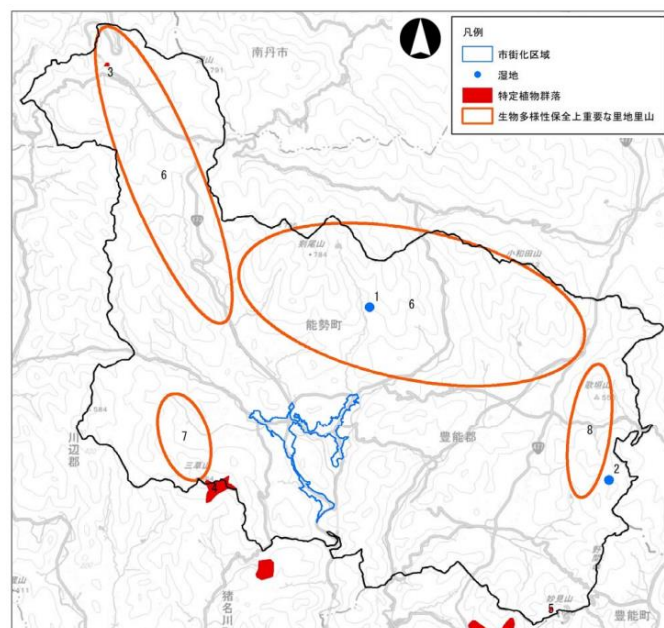
本促進区域には、自然公園法に規定する、大阪府立北摂自然公園に指定されている天王地区、山辺地区、剣尾山地区、小和田山地区、地黄・歌垣山地区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区に指定されている妙見山鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で特定植物群落に選定した天王峠のモミ・コナラ林、三草山のナラガシワ林、妙見山のブナ林、環境省が生物多様性保全上重要な里地里山に選定した天王・山辺・剣尾山・小和田山、三草山・長谷、歌垣山山麓～地黄湿地が含まれるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園区域、その他の環境保全上重要な地域（自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施区域、国内希少野生動植物の保存のための、生息地保護区）は、本区域には存在しない。

図1 能勢町の位置図



図 2 能勢町の貴重な自然分布図



分類	番号	名称
湿地	1	能勢町宿野地内湿地
	2	地黄湿地
特定植物群落	3	天王峠のモミ・コナラ林
	4	三草山のナラガシワ林
	5	能勢妙見山のブナ林
生物多様性保全上重要な里地里山	6	天王・山辺・剣尾山・小和田山
	7	三草山・長谷
	8	歌垣山麓～地黄湿地

出典：環境省自然環境保全基礎調査（特定植物群落調査、湿地調査）、環境省 HP

（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

能勢町は、大阪府、京都府、兵庫県の結節点にあり、近畿地方全体を俯瞰するとほぼ中心に位置する。

大阪市近郊に位置し、周辺を大阪府豊能町、兵庫県川西市・猪名川町・丹波篠山市、京都府南丹市・亀岡市に接している。

鉄軌道が敷かれていないまちであるが、道路交通網の整備が進んだ今日においては、古くから交通の要衝であったように、大阪府内のみならず兵庫県や京都府といった近畿圏全体へアクセスしやすい位置にある。

②インフラの整備状況

能勢町の主要な道路網は、南北方向の国道 173 号と国道 477 号、東西方向の府道茨木能勢線により日本海方面や大阪方面と広域的なネットワークを形成している。

平成 30（2018）年 3 月には、新名神（神戸 JCT～川西 IC）が開通し、各方面への移動時間が短縮され、能勢町へのアクセス条件がさらに向上した。

③産業構造

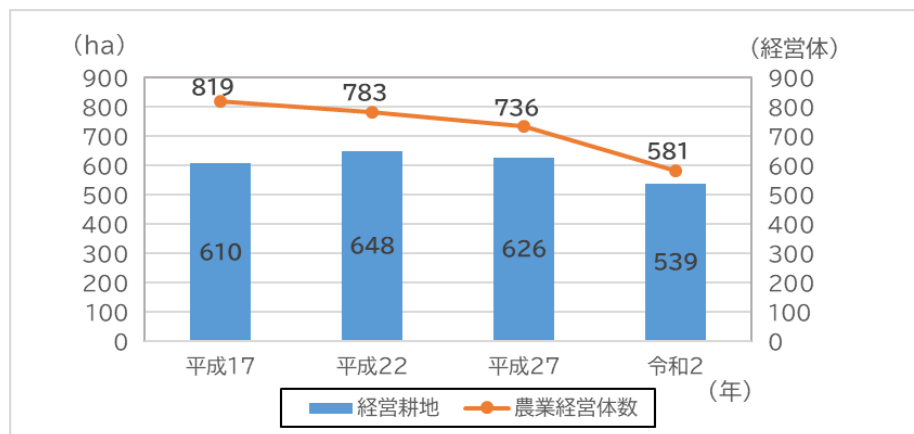
本町は都市近郊に位置しながらも、自然環境を活かした農林業と多様な産業が共存する地域である。しかしながら、人口の減少、高齢化の加速、及び農業分野における後継者不足といった問題が深刻化する中で、農林業の経営耕地や所有山林は減少傾向にある。また、商業や工業についても年間商品販売額や製造品出荷額は上下を繰り返しており、従業員数は減少傾向にある。

本町の市街化区域の面積は総面積の約１％（約１０３ha）あまりと非常に小さく、商業や工業の企業に対する需要にこたえられていない状況と言える。

（農林業）

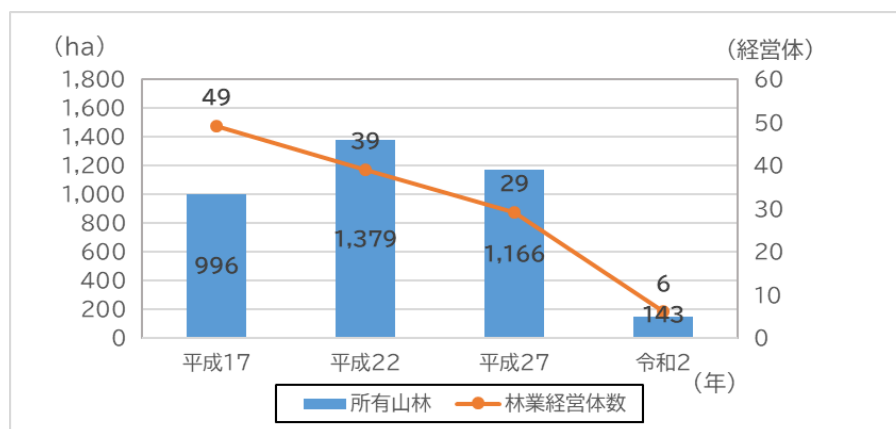
農業の推移をみると、経営耕地は平成２２（２０１０）年以降減少傾向にあり、農業経営体数についても平成１７（２００５）年以降減少傾向にある。

図 3-1 農業の推移 （出典：農林業センサス）



林業の推移をみると、所有山林は平成 22（2010）年以降減少傾向にあり、林業経営体数についても平成 17（2005）年以降大きく減少傾向にある。

図 3-2 林業の推移 （出典：農林業センサス）

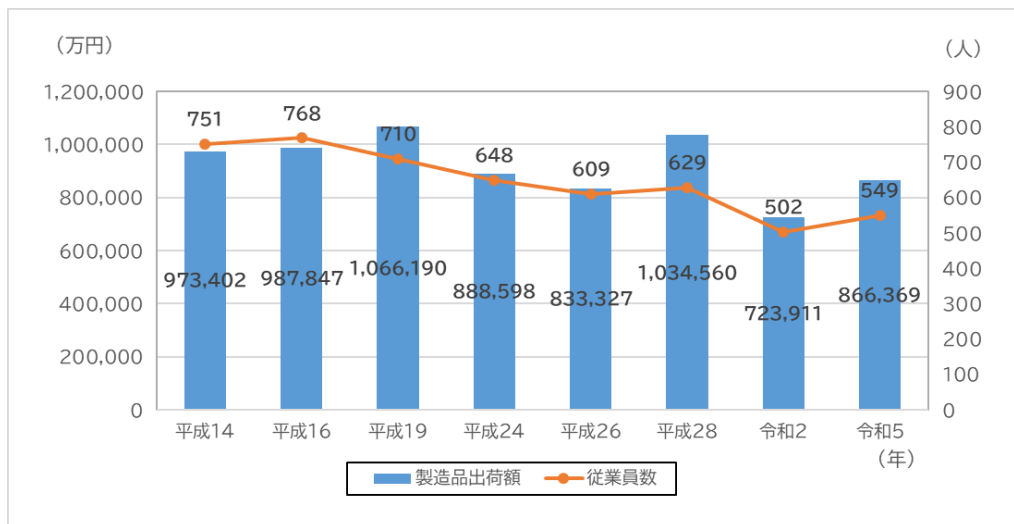


(工業)

製造品出荷額をみると、近年は、平成 26 (2014) 年から上下を繰り返し、令和 5 (2023) 年は増加に転じている。

従業員数をみると、平成 16 (2004) 年以降、減少傾向にあり、令和 2 (2020) 年は約 500 人まで減少しているが、令和 5 (2023) 年にかけて微増している。

図 3-3 工業の推移 (出典：工業統計調査及び経済センサス)

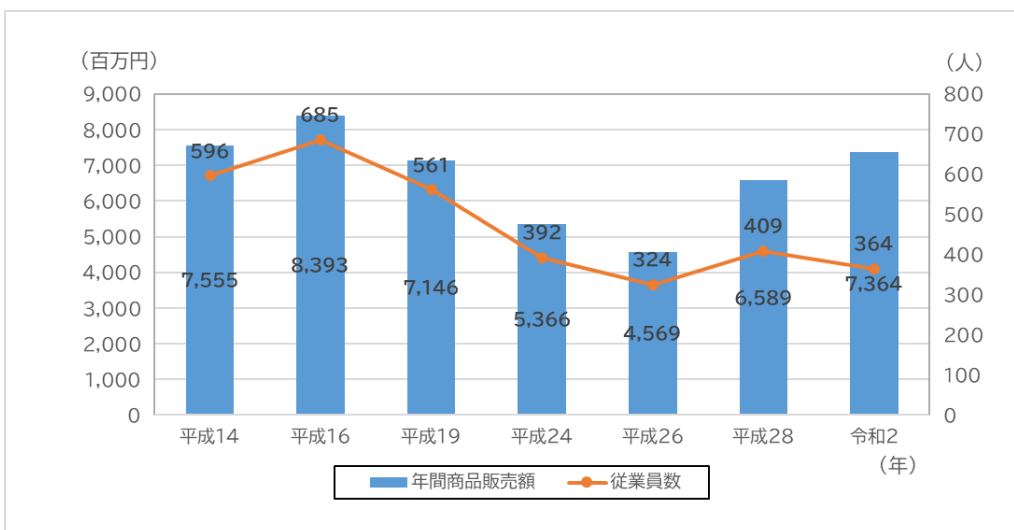


(商業)

年間商品販売額をみると、平成 16 (2004) 年から平成 26 (2014) 年にかけて減少傾向にあるが、平成 28 (2016) 年以降は増加傾向にある。

従業員数をみると、年間商品販売額と同様に平成 16 (2004) 年から平成 26 (2014) 年にかけて減少傾向にあったが、平成 28 (2016) 年以降は横ばい傾向にある。

図 3-4 商業の推移 (出典：商業統計調査及び経済センサス)



④人口分布の状況

能勢町の人口は、平成 2（1990）年から平成 7（1995）年の間に大幅に増加（約 3 千人）し、平成 12（2000）年にピークを迎え（約 1.4 万人）たが、その後は減少傾向にあり、令和 2（2020）年は約 9 千人まで減少している。

世帯数をみると、人口がピークを迎えた平成 12（2000）年に世帯数もピーク（4,018 世帯）を迎えている一方、その後は緩やかに減少しており、1 世帯あたりの人口が減少傾向であることが分かる。

年齢 3 区分別の人口割合をみると、高齢者（65 歳以上）人口の割合は増加傾向にあるものの、生産年齢（15～64 歳）人口の割合、年少（15 歳未満）人口の割合は減少傾向にあり、とりわけ年少（15 歳未満）人口の割合の減少が大きくなっている。

図 4-1 人口の推移 （出典：国勢調査）

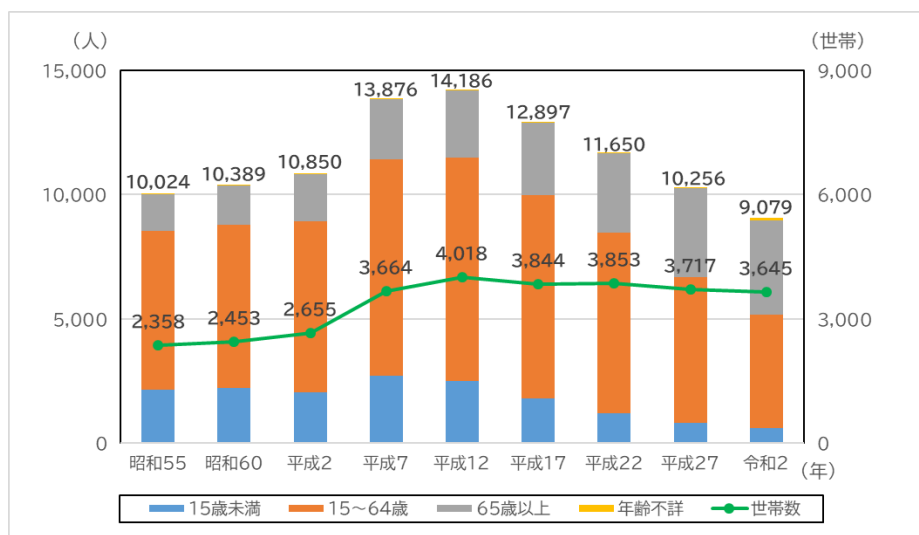
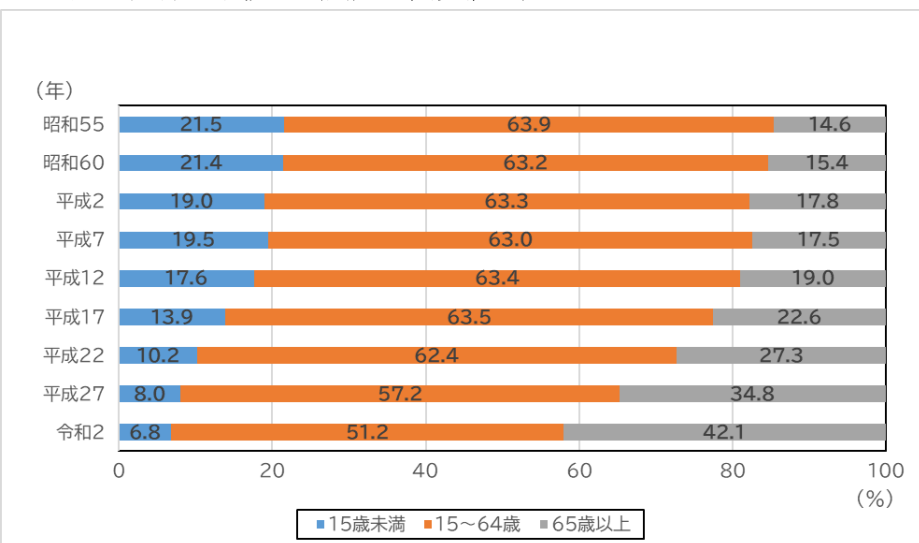


図 4-2 人口割合の推移 （出典：国勢調査）



2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

能勢町は町域の大部分が市街化調整区域に指定されており、美しい農村風景や豊かな自然が守られてきた。一方でまとまった規模の産業用地の確保や宅地の開発に制約を受けているため、新たな産業の誘致や住民の定住促進に課題が生じている。

さらに、人口の減少、高齢化の加速、及び農業分野における後継者不足といった問題が深刻化する中で、魅力ある地域の資源を次世代に引き継ぐためには、農的環境の維持・保全を図るとともに、地域の特性や既存資源を活かした多様な就労機会の創出が重要となる。

これに対応するため、市街化区域に近接した幹線道路の沿道にある農地を規制対象区域（農振農用地）から除外し、多様な産業を誘致する用地として活用を図るとともに、町域の1%に相当する市街化区域の拡大も視野に入れ、持続発展できる強い町内産業をつくりだし、就労機会の拡大や活力ある地域づくりを目指す。

(2) 経済的効果の目標

1件あたり6,889万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を1件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域内1.25倍の波及効果を与え、促進区域で約86百万円の付加価値を創出することを目指す。

また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値創出額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一万円	86百万円	—

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の平均付加価値創出額	一万円	6,889万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	一件	1件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の（１）から（３）の要件をすべて満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値創出額が、６，８８９万円（大阪府の１事業所あたり平均付加価値額（令和３年経済センサス－活動調査））を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上が、開始年度比で５％以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者数が、開始年度比で４％以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が、開始年度比で４％以上増加すること。

なお、（２）、（３）については、地域経済牽引事業計画の計画期間が５年の場合を想定しており、地域経済牽引事業計画の計画期間が５年に満たない場合には、当該事業に係る計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

本計画における重点促進区域は、以下の区域とする。

【重点促進区域】能勢町宿野四区、大里、柏原 地区の一部

（概況及び公共施設等の整備状況）

本区域の概ねの面積は、約２４ｈａであり、すべての区域は農用地区域及び市街化調整区域である。

本区域は、町域のほぼ中央部に位置し、府道の幹線道路に面しており、新名神高速道路川西インターチェンジまでは約 20 分、国道 173 号を經由して阪神高速池田線木部インターチェンジまでは約 20 分、京都縦貫自動車道亀岡インターチェンジまでは約 25 分でアクセスが可能である。加えて、大阪市、神戸市、京都市を結んだほぼ中央に位置し 3 都市へは約 1 時間程度でアクセスが可能な交通至便の地である。

また、区域に面する府道・町道には上水道、公共下水道、地域イントラネットのインフラ基盤が整備されている。

本区域の西側および区域の中央部東西方向には府道が位置しており交通アクセスに優れた立地であり、西側の府道を介して町役場、消防署、淨るりシアター等の公共施設が立地する。また、町のほぼ中央に位置し、現行の市街化区域と一体のまちづくりが図られることから、当該区域において地域経済牽引事業を重点的に促進することが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本区域は、市街化調整区域及び農用地区域に指定されているため、「9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項」において、土地利用の調整方針を記載する。

図 5 重点促進区域の位置図



(関連計画における記載等)

他計画に示す記載に関しては、下記のとおりである。

① 第6次能勢町総合計画

まちづくりの実現に向け、分野別計画の1つに「地域経済の活性化 時代に合った地域の魅力を引き出す土地利用」を掲げ、地域での就労機会の確保に向けて農業以外の選択肢も用意することが重要。市街化区域に近接した幹線道路の沿道にある農地を農振農用地から除外し、多様な産業を誘致する用地として利活用を図るとともに、市街化区域への編入も視野に入れた取り組みを進めるとしている。

② 能勢町都市計画マスタープラン

まちづくりの基本方針として、貴重な自然資源や歴史・文化資源を保全するとともに適切に活用し、豊かな自然や文化の中で暮らせるまちづくりを進める。また、市街化区域に隣接した幹線道路沿道の市街化調整区域においては、新たに産業用地として位置づけ、製造業企業等を誘致するなど新たな産業を生み出すまちづくりを進める。当該企業等の誘致にあたっては、市街化区域の拡大も視野に入れ、適切な誘導が図れるような制度設計を行うとしている。

③ 能勢農業振興地域整備計画

土地利用の方向として、農用地の高度利用を図り、優良農地の保全のほか、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。加えて、市街化区域に隣接する広域幹線道路の沿道にある地域においては、将来的な市街化区域への編入を見据え、周辺農業への影響に十分配慮した上で、地域振興及び雇用創出に資する産業用地への計画的な転換を図ることとしている。また、高齢化等により個人農業での保全が困難となりつつある農地のうち、市街化区域に隣接する幹線道路沿道の農地については、高度産業農業や企業の農業参入の促進のほか、関係機関や地権者、地域住民との協議を重ねつつ新たな産業用地への転換を図ることで、土地利用課題の解決を図る取組も進めていくとしている。当該区域における地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図るものとする。

④ 能勢町産業用候補地の確保に関する土地利用方針

国府道の沿道や市街化区域に連担する区域等の産業用候補地の選定基準に基づき、当該区域を選定し、都市計画マスタープランとの調和を保ち、地区計画制度や開発許可制度の弾力的な運用により産業用地の確保等を行うものとしている。

本区域には、自然公園法に規定する、大阪府立北摂自然公園及び、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で特定植物群落、環境省が生物多様性保全上重要な里地里山は存在しない。

(2) 重点促進区域を設定した理由

既成市街地（近隣商業地域、準工業地域）については、国道沿道を中心にした事業所、サービス施設の立地や、府道沿道での行政施設の立地により、新たな用地確保が困難となっている。他方、能勢町産業用候補地の確保に関する土地利用方針においては、国府道の沿道や市街化区域に連担する区域等の産業用候補地の選定基準に基づき、今回重点促進区域を選定しており、都市計画マスタープランでは、新たに産業用地として位置づけ、製造業企業等を誘致するなど新たな産業を生み出すまちづくりを行うものとしている。

また、交通インフラや地域の強みについては、（概況及び公共施設等の整備状況）に記載したとおり、高速道路インターチェンジへの好アクセス性を備えた国府道に面する立地条件や、町のほぼ中央に位置し、現行の市街化区域と一体のまちづくりが図られることから、重点促進区域の設定することとする。

(3) 重点促進区域に存す市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

【地域の特性】・府道の幹線道路に面し、高速道路インターチェンジ等の交通インフラ
・大阪府、京都府、兵庫県の結節点にあり、近畿圏全体へアクセスしやすい位置

【活用戦略】製造業など新たな産業を生み出すまちづくり

(2) 選定の理由

能勢町は、前述のとおり充実した交通インフラや、近畿圏全体へアクセスしやすいという、地理的条件がある。

RESAS（2021年）によると、本町の全産業に占める製造業の割合は事業所数で見ると、12.5%を占めており、これは大阪府の10.1%を上回っている。また、従業者数は、21.4%と本町での全産業で一番多く占めている。このように製造業は本町において、地域経済の活性化に重要な役割を果たしている。

本町は、大阪市、神戸市、京都市を結んだほぼ中央に位置し、3都市へは約1時間程度でアクセス可能で、加えて、平成30（2018）年3月の新名神（神戸JCT～川西IC）が開通し、各方面への移動時間が短縮され、地理的により優位な条件となる。製造業等の事業者は、新規顧客獲得による商圏の拡大等本町の立地特性により、成長発展を遂げ、地域の多様な産業への大きな波及効果が期待される。

そのため、雇用の拡大及び企業の町外流出の防止を図り、将来にわたり持続可能なまちづくりを推進していくために、地域の特性をいかした新たな産業を生み出すまちづくりに取り組んでいく。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の促進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

地域の特性を活かして各種分野における地域経済牽引事業を促進していくには、地域の事業者のニーズを確実に把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備にあたっては、国や大阪府の支援策等も併せて活用し、積極的な対応や事業コストの低減を図る。

（2）制度の整備に関する事項

①企業誘致に係る優遇制度（能勢町）

「能勢町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例」に基づき、対象事業者には、申請により固定資産税の課税免除が受けられる。

②企業誘致に係る優遇制度（能勢町）

「能勢町企業立地促進条例」に基づき、立地企業に対する奨励制度を運用し、地域活性化を図る。

（3）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

- ・「大阪府オープンデータカタログサイト」において、大阪府が保有する各種データを公開し、ビジネスや身近な公共サービスへの活用に供する。

（4）事業者からの事業環境整備の提案への対応

大阪府商工労働部内、能勢町まちづくり推進部内に、事業者の抱える課題解決のための相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、関係部局と協議の上で適切に対応することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①産業集積促進市町村連絡会議

大阪府と豊能・三島地区の市町が加入する連絡会議において、企業誘致に係る情報共有や情報発進等を行う。

(6) 実施スケジュール

取組事項	令和8年度 (初年度)	令和9年度 ～令和12年度	令和13年度 (最終年度)
【制度の整備】			
①企業誘致に係る優遇制度（能勢町）	運用	運用	運用
②企業誘致に係る優遇制度（能勢町）	運用	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
大阪府オープンデータカタログサイト	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口	運用	運用	運用
【その他】			
産業集積促進市町村連絡会議	運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の推進に当たっては、能勢町商工会、町内金融機関、国立研究開発法人産業技術総合研究所（関西センター）等の研究機関などと密に連携することにより、最大の支援効果を獲得する。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①能勢町商工会

町内における商工業の総合的改善発達を図るとともに、社会一般の福祉の増進に資することを目的に、法律に基づき設立された能勢町商工会は、経済産業大臣の定める資格を持つ経営指導員などが、金融・税務・経営・労務などの相談や指導に従事するとともに、地域の活性化のため様々な取組を行う。

②町内金融機関（株式会社池田泉州銀行）

株式会社池田泉州銀行は、資金ニーズに応じた適切な金融支援を行うほか、蓄積された情報網を活用して経営課題の解決やビジネスマッチングによる販路開拓を図る。

③国立研究開発法人産業技術総合研究所（関西センター）

「電池」、「バイオ医療」、「生活素材」、「情報」、の四つの技術分野を中心に先進的な研究開発を推進する関西センターは、行政機関、産業界等との連携により、これらの研究成果を社会実装に繋げ、社会課題の解決と地域イノベーションの推進を図り、産業競争力の強化と新産業の創出に貢献している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境・生活環境に影響を与えないよう環境関連法令を遵守するとともに、環境保全・環境負荷の低減に向けて十分な配慮を行い、事業活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会を実施する等、周辺住民の理解を求めていく。

同様に、大阪府立北摂自然公園に指定されている天王地区、山辺地区、剣尾山地区、小和田山地区、地黄・歌垣山地区、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区域に指定されている妙見山鳥獣保護区、環境省が自然環境保全基礎調査で特定植物群落に選定した天王峠のモミ・コナラ林、三草山のナラガシワ林、妙見山のブナ林、環境省が生物多様性保全上重要な里地里山に選定した天王・山辺・剣尾山・小和田山、三草山・長谷、歌垣山山麓～地黄湿地といった、環境保全上重要な地域において地域経済牽引事業計画を承認する際には、公園計画等との整合を図るとともに、事前に大阪府自然環境保全部局等と調整を図り、専門家の指導・助言を踏まえて、自然環境の保全が図られるよう十分配慮する。

また、廃棄物の発生抑制やリサイクルの積極的な推進、自然エネルギーの利活用等による温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、広報啓発活動を推進し、地域における環境に対する意識の向上を目指す。

なお、環境保全や地球温暖化対策に向けた取組については、「能勢町地球温暖化対策実行計画」等に基づき、住民や事業者等の参加・協働のもとに進めていく。

（２）安全な住民生活の保全

大阪府では、「大阪府安全なまちづくり条例」及び同条例を根拠に定められた「安

全防犯指針」に基づき、行政、事業者、府民が一体となった取組を行い、「安全なまち大阪」の確立を目指し、様々な活動を推進している。

また、交通安全施策についても「大阪府交通安全実施計画」に基づき、地域の交通の安全と円滑化を図る活動を推進している。

同条例及び同指針並びに同計画の趣旨に鑑み、本計画の実施によって、犯罪及び交通事故等を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することがないように、地域住民の理解を得ながら次の取組を推進する。

①防犯に配慮した施設の整備・管理

道路、公園等の公共空間、事業所等の整備に当たっては、見通しが確保できるよう配慮するとともに、防犯性の高い環境を整備するほか、夜間において公共空間や空地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理に努める。

また、地域住民や従業員、来訪者等が、事業所や駐車場において、犯罪被害に遭わないよう防犯カメラや防犯灯の設置等防犯設備の整備に努める。

②従業員等に対する防犯指導

従業員等に対して、法令の遵守や犯罪被害の未然防止について指導すると共に、警察から提供される防犯情報を活用して、従業員等に対する注意喚起に努める。また、外国人等の従業員・関係事業者には、日本の法制度や事件事故遭遇時の通報要領について指導する。

③地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等への参加、必要な物品・場所等を提供する等の協力を行う。

④不法就労の防止

外国人等を雇用しようとする際には、在留カード等により、当該外国人の就労資格の有無を確認する等必要な措置をとる。

⑤地域住民との協働

地域経済牽引事業を実施するに当たっては、防犯及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保の観点から、地域住民の意見を聴取するよう努め、地域住民と連携した活動を展開する。

⑥交通安全対策

促進区域における交通の安全と円滑化を図るため、施設の建設、道路整備等については、計画の初期段階から警察等関係機関との十分な調整を図り、安全で円滑な道路交通環境を整備する。また、従業員等の交通安全教育及び安全運転管理を徹底し、交通事故防止を図る。

⑦警察等関係機関に対する連絡・協力体制の確立

事件・事故・災害等発生時における警察等関係機関に対する連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を図る。

⑧暴力団等反社会的勢力の排除

事業者等は、暴力団等反社会的勢力を排除するため、同勢力からの接触等があった場合には、警察に即報するとともに、各種要求には絶対に応じない。

⑨その他

以上の項目に記載のない事項で、「安全な住民生活の保全」のために必要な事項が生じたときは、その都度、事業者及び警察等関係機関で協議の上、必要な措置をとる。

(3) その他

毎年度の終了後、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関する再評価を実施し、効果検証及び当該事業の見直しの検討を行い、基本計画の変更等の必要な対応を行うものとする。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

(農地及び市街化調整区域の範囲)

重点促進地域においては、次のとおり農用地区域及び市街化調整区域が存在するため、これらの地域において地域経済牽引事業を実施する場合は、土地利用調整計画を策定する必要がある。

【農地】 別表 1

【農用地区域】 別表 2

【市街化調整区域】 別表 3

(地区内における公共施設整備の状況)

能勢町の主要な道路網は、南北方向の国道 173 号と国道 477 号、東西方向の府道茨木能勢線により日本海方面や大阪方面と広域的なネットワークを形成し、平成 30 (2018) 年 3 月には、新名神 (神戸 JCT~川西 IC) が開通し、各方面への移動時間が短縮され、能勢町へのアクセス条件が更に向上した。

本区域の西側には府道宿野下田線、中央部東西方向には府道茨木能勢線に隣接しており、交通アクセスに優れた立地である。

その他のインフラについては、上水道及び公共下水道、電気等が周辺まで整備済で、今後関係機関と調整の上、計画的に整備を進めることとしている。

また、学校、保育所、幼稚園、公民館等の公共施設は周辺に整備されており、今後新たに大規模な公共施設整備を行う予定はない。

なお、令和6年度に能勢町都市計画マスタープランの改定を行い、重点促進地域の計画の熟度に応じ、市街化区域編入に向けての検討を進めることとしている。

(地域内の遊休地等の状況)

本町内には、産業用地として活用できるまとまった遊休地等は存在していない。今後、重点促進地域に設定された土地について遊休地等が確認され、地域経済牽引事業を実施する場合は、これら遊休地等を優先的に活用するものとする。

(他計画との調和等)

農地及び市街化調整区域として重点促進区域に設定された土地については、以下のとおり他計画において示されている方針と、調和が図られたものである。

①第6次能勢町総合計画

まちづくりの実現に向け、分野別計画の1つに「地域経済の活性化時代に合った地域の魅力を引き出す土地利用」を掲げ、地域での就労機会の確保に向けて農業以外の選択肢も用意することが重要。市街化区域に近接した幹線道路の沿道にある農地を農振農用地から除外し、多様な産業を誘致する用地として利活用を図るとともに、市街化区域への編入も視野に入れた取り組みを進めるとしている。

②能勢町都市計画マスタープラン

まちづくりの基本方針として、貴重な自然資源や歴史・文化資源を保全するとともに適切に活用し、豊かな自然や文化の中で暮らせるまちづくりを進める。また、市街化区域に隣接した幹線道路沿道の市街化調整区域においては、新たに産業用地として位置づけ、製造業企業等を誘致するなど新たな産業を生み出すまちづくりを進める。当該企業等の誘致にあたっては、市街化区域の拡大も視野に入れ、適切な誘導が図れるような制度設計を行うとしている。

③能勢農業振興地域整備計画

土地利用の方向として、農用地の高度利用を図り、優良農地の保全のほか、高生産性・高収益性農業の振興を図っていく。加えて、市街化区域に隣接する広域幹線道路の沿道にある地域においては、将来的な市街化区域への編入を見据え、周辺農業への影響に十分配慮した上で、地域振興及び雇用創出に資する産業用地への計画的な転換を図ることとしている。また、高齢化等により個人農業での保全が困難となりつつある農地のうち、市街化区域に隣接する幹線道路沿道の農地については、高度産業農業や企業の農業参入の促進のほか、関係機関や地権者、地域住民との協議を重ねつつ新たな産業用地への転換を図ることで、土地利用課題の解決を図る取

組も進めていくとしている。当該区域における地域の経済発展に繋がる地域経済牽引事業については、基本方針及び基本計画に則り、丁寧な土地利用調整を行うことで、農業振興地域整備計画との調和を図るものとする。

④能勢町産業用候補地の確保に関する土地利用方針

国府道の沿道や市街化区域に連担する区域等の産業用候補地の選定基準に基づき、当該区域を選定し、都市計画マスタープランとの調和を保ち、地区計画制度や開発許可制度の弾力的な運用により産業用地の確保等を行うものとしている。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

土地利用調整区域においては、今後、遊休地を含め工場適地や業務用地が確認された場合は、該当土地を優先して設定することとする。また、土地利用調整区域への立地を想定していた事業者が立地を取りやめる、立地した事業者がその後すぐに撤退する等の事態が生じないよう、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて区域を設定する。やむを得ず土地利用調整区域に農地を含める場合においては、土地利用調整区域を設定する際に、以下の方針により調整を行うこととする。

① 農用地区域外での開発を優先すること

土地利用調整区域においては、農用地区域外での開発を優先するが、重点促進区域は農用地区域を含んでおり、やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、先ず農用地区域内に存する農地以外の土地の利活用について検討することとする。

土地利用を行う際の基本的な事項として、施設用地については、事業者の具体的な立地ニーズや事業実施の確実性を踏まえて調整を行うこととする。やむを得ず農用地区域内で開発を行う場合は、「能勢町農業振興地域整備計画」に合致するものであることとする。

② 周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

重点促進区域内には、集团的農地がある。やむを得ず集团的農地において土地利用調整区域を設定する場合でも、集团的農地の中央部を開発することで高性能農業機械による営農に支障をきたす事態や、小規模の開発行為がまとまりなく行われることにより農業生産基盤整備事業並びに農地中間管理事業等の農地流動化に支障をきたすといった事態を避け、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすることとする。

③ 面積規模が最小限であること

やむを得ず農地において、地域経済牽引事業の用に供する施設を整備する場合に

は、個別の施設について計画する事業内容に基づき、立地ニーズを確認し、事業を行う上で必要最小限の面積をその用に供することとする。将来的な開発を見越して必要以上の面積規模を確保することは避けることとする。

④ 面的整備を実施した地域を含めないこと

重点促進区域においては、既に土地改良事業等は完了しているが、今後、当該事業の対象農地になった場合も、工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して8年を経過しない間は土地利用調整区域に含めないこととする。

⑤ 次の事項により、農地中間管理機構関連の取組に支障が生じないようにすること

重点促進区域においては、土地改良法第87条の3第1項の規定により行う土地改良事業（以下「農地中間管理機構関連事業」という。）として農業者の費用負担を求めずに事業を実施した農地について

- ・農地中間管理権の存続期間中は土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理機構関連事業を行う予定のあることが公にされている農地についても土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理権の存続期間が満了した農地についても、上記①～③までの考え方にに基づき、やむを得ない場合でなければ土地利用調整区域に含めない。
- ・農地中間管理事業を重点的に実施する区域（重点実施区域）内の農地以外での開発を優先する。

（3）市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

本制度を活用した市街化調整区域における農地法及び農振法に係るもの以外の土地利用調整は行わないこととし、本区域においては、周辺の市街化を促進するおそれがないことを前提に、地区計画を設定・適用し、適正な立地誘導を図ることとする。

※農地中間管理機構関連事業：農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、都道府県が、農業者の費用負担や同意を求めずに基盤整備事業を実施できる制度

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和13年度末日とする。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業企画A4とする。